

第2章

関連計画や他部局の施策等の整理

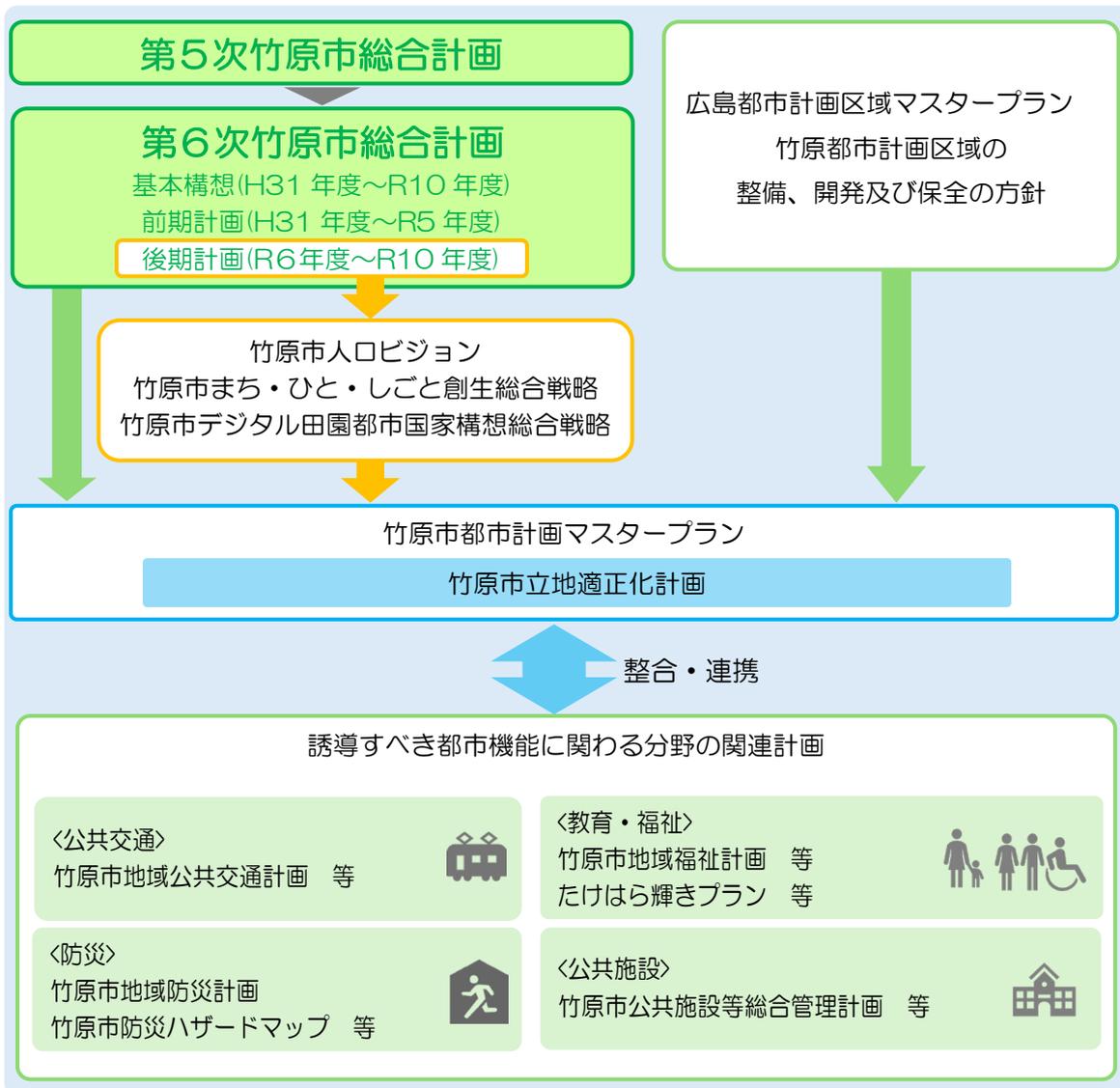
2

関連計画や他部局の施策等の整理

2-1 上位・関連計画

1. 立地適正化計画の上位計画との関係

立地適正化計画は、総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画と各分野の関連計画との整合・連携を図りながら進めます。



2. 第6次竹原市総合計画-後期基本計画(令和6年3月)

<p>■都市像</p>	<p>元気と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原市。</p>
<p>■立地適正化計画に関連する方策等（コンパクトプラスネットワーク）</p>	
	<p>将来像 1 自然・歴史・文化に生まれ、人々に守られ磨かれた資源が人々を魅了する賑わいのあるまち (p.25) 目標像 1 竹原らしさを感じるまちに人々が集まり賑わいが生まれている (p.25) 6 コンパクトな市街地とネットワークの形成 (p.36-37) 10年後の目指す姿 ★瀬戸内に映えるコンパクトで住みやすい都市づくりができて いる</p>
<p>■コンパクト</p>	<p>①コンパクトで持続可能なまちづくりの推進 (p.37)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路・公園・下水道などの都市基盤整備、まちのバリアフリー化、子供や子育て世帯に魅力的な環境整備、浸水や土砂災害など災害リスクを低減した防災都市づくりなど、誰もが安全・快適に暮らせる居住環境が整った都市づくりに取り組みます。 ○ 人口減少社会においても、竹原地区や忠海地区など、各地域の特性に応じ、日常生活に必要な生活利便施設（商業・医療・福祉・子育て施設等）を集積することによって、緩やかな居住の誘導を図り、一定程度の人口密度を維持し、コンパクトで利便性の高い拠点を形成します。 ○ 市庁舎移転後の跡地を活用して、中心市街地の老朽化・分散化した公共施設を集約するとともに、民間機能とも連携した、利便性の高い多機能な活動拠点づくりに取り組みます。 ○ コンパクトで魅力ある拠点を形成することを目的に、まちなかを居心地が良く、歩きたくなる空間とするため、民間主体の活動を支援しながらデジタルツールを活用したウォークブルなまちづくりを推進します。 ○ 瀬戸内海や山などの自然や歴史的な町並みなどの活用による竹原らしい景観を創出するとともに、地域資源を活用した観光地の魅力向上や交流の場の創出など、地域特性に応じた魅力ある拠点を形成します。
<p>■ネットワーク</p>	<p>②持続可能な公共交通体系の構築と利用促進 (p.37)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事業者等と連携し、生活路線の利便性向上、高速交通体系との連絡、市内観光スポットの連絡・回遊性の向上など、公共交通のあり方を検討し、市民や観光客が利用しやすい持続可能な公共交通ネットワーク体系を構築します。 ○ デジタルを活用した時刻表などの運行情報、乗換情報の提供等の情報発信や快適な待合環境づくり、案内表示の充実した乗換環境づくりなど、公共交通の利用促進に取り組みます。

取組の方向性

① コンパクトで持続可能なまちづくりの推進

- 道路・公園・下水道などの都市基盤整備、まちのバリアフリー*化、子供や子育て世帯に魅力的な環境整備、浸水や土砂災害など災害リスクを低減した防災都市づくりなど、誰もが安全・快適に暮らせる居住環境が整った都市づくりに取り組みます。
- 人口減少社会においても、竹原地区や忠海地区など、各地域の特性に応じ、日常生活に必要な生活利便施設（商業・医療・福祉・子育て施設等）を集積することによって、緩やかな居住の誘導を図り、一定程度の人口密度を維持し、コンパクトで利便性の高い拠点を形成します。
- 市庁舎移転後の跡地を活用して、中心市街地の老朽化・分散化した公共施設を集約するとともに、民間機能とも連携した、利便性の高い多機能な活動拠点づくりに取り組みます。
- コンパクトで魅力ある拠点を形成することを目的に、まちなかを居心地が良く、歩きたくなる空間とするため、民間主体の活動を支援しながらデジタルツールを活用したウォーカブル*なまちづくりを推進します。
- 瀬戸内海や山などの自然や歴史的な町並みなどの活用による竹原らしい景観を創出するとともに、地域資源を活用した観光地の魅力向上や交流の場の創出など、地域特性に応じた魅力ある拠点を形成します。

主な取組

- 新開土地区画整理事業*の推進
- 緩やかな居住誘導によるコンパクトな市街地の形成
- 公共施設ゾーン再整備事業の推進
- 竹原市立地適正化計画の改定と浸水対策等による防災都市づくりの推進
- 市民等のまちづくり活動を支援するためのデジタルツールの活用
- 竹原市景観重点地区における歴史・ウォーカブルなど、各地区の特性を活かした景観まちづくりの促進 など

② 持続可能な公共交通体系の構築と利用促進

- 交通事業者等と連携し、生活路線の利便性向上、高速交通体系との連絡、市内観光スポットの連絡・回遊性の向上など、公共交通のあり方を検討し、市民や観光客が利用しやすい持続可能な公共交通ネットワーク体系を構築します。
- デジタルを活用した時刻表などの運行情報、乗換情報の提供等の情報発信や快適な待合環境づくり、案内表示の充実した乗換環境づくりなど、公共交通の利用促進に取り組みます。

主な取組

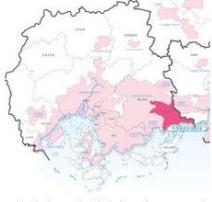
- 地域公共交通計画の策定
- 市民の生活の基盤となる交通手段の維持・確保
- デジタルを活用した時刻表などの情報発信
- 快適な待合環境及び充実した乗換環境の整備の検討 など

*【バリアフリー】多様な人が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。

*【ウォーカブル】Walkable。「歩く」を意味するwalkと「できる」のableを組み合わせた造語。「歩きやすい」「歩きたくなる」こと。

3. 竹原都市計画区域マスタープラン(令和3年3月)

■現状と課題	本区域は、竹原市の発展を牽引するとともに、竹原港から航路により連絡している大崎上島町に対して、多様な都市的サービスを提供する役割を担っています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら都市機能の維持を図ることが課題となっています。
■主要な都市計画に関する方針の特記事項 (p.95~p.96)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ JR竹原駅やJR忠海駅などの駅周辺や商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ○ 臨海部を中心とした既存の工業集積地や内陸部の竹原工業・流通団地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 ○ 立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用制限や、災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 ○ 市街地の利便性や快適性の向上を図るため、老朽化する既存インフラの更新と維持に努め、都市基盤整備を行います。 	
■広域拠点及び地域拠点における主要な市街地開発事業の決定の方針 (p.67)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 竹原市の中心市街地に近く、ミニ開発等により市街化の進展が想定される新開地区(竹原市)において、土地区画整理事業により都市基盤整備を進め、健全な市街地環境の形成と土地利用の増進を図ります。 	

区域名称	竹原都市計画区域		
区域の範囲	竹原市		
面積・人口	区域	面積(平成29年時点)	人口(平成27年時点)
	都市計画区域	11,830 ha	26,426 人
	用途地域	902 ha	19,617 人
広域的 位置づけ (現状と課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・本区域は、竹原市の発展を牽引するとともに、竹原港から航路により連絡している大崎上島町に対して、医療、商業などのサービスを提供する役割を担います。 ・地域拠点である竹原市中心部は、都市機能について東広島市や広島市の中心部による補完を受けつつ、地域医療機能をはじめ、衣料品や家電製品といった買回り品等を取扱う商業機能など、竹原市及び大崎上島町を中心とした地域住民の暮らしを支える役割が求められています。しかし、人口減少が顕著であるため、定住促進を図りながら、都市機能の維持を図ることが課題となっています。 		
区域区分の有無	区域区分を定めません		
主要な都市計画に関する方針の特記事項	<p>【土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR竹原駅や忠海駅などの駅周辺や商業・業務機能の一定の集積があり、かつ地域公共交通によるアクセスが可能である地域において、日常の購買や、医療・福祉需要に対応した生活サービス機能の充実など、利便性の向上を図ります。 ・臨海部を中心とした既存の工業集積地や内陸部の竹原工業・流通団地は、今後とも本区域の製造業等の集積地として生産活動の利便性の維持・増進を図ります。 ・用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれる場合は、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用による土地利用規制の導入を推進します。 ・用途白地地域においては、必要に応じて、特定用途制限地域の指定や建蔽率・容積率の最高限度の引き下げ等により、無秩序な開発を抑制します。 <p>【都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の利便性や快適性の向上を図るため、老朽化する既存インフラの更新と維持に努めつつ、(国)432号バイパスや公共下水道の整備を推進します。 <p>【市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新開地区において、土地区画整理事業により都市基盤整備を行い、健全な市街地環境の形成と土地利用の増進を図ります。 		

<p>【安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災工事や住民の避難体制の構築などハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を推進します。また、立地適正化計画の活用などにより、災害リスクの高い区域の土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図ります。 <p>【自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝日山、黒滝山をはじめとする市街地の外縁部の森林や河川・海岸、大久野島等の多様な自然環境は、自然景観を生み出す景観要素として適切に保全、活用を図ります。 <p>【歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群保存地区である竹原市竹原地区などに代表される歴史・文化資源の保全を図るとともに、観光資源として活用を図ります。 ・歴史的風致維持向上計画に基づいて歴史的景観の維持・向上を図ります。 ・竹原市景観計画及び景観条例等を策定し、竹原らしい景観の保全、活用を図ります。
--

<p>② 広域拠点及び地域拠点における主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>広域拠点では、官公庁施設・商業業務施設などの集積を活かしつつ、JR駅などの交通結節点周辺等において市街地開発事業により一層の拠点性の向上を図ります。</p> <p>このため、八木松駅周辺地区(東広島市)において、土地区画整理事業により交通結節点の強化及び健全な市街地環境の形成を図ります。また、真泉周辺地域については、駅、港を含む当該地域全体を呉市内及び広域都市間の総合交通拠点として機能整備を推進するとともに、賑わいとまちなか居住を誘導するコンパクトシティ形成の核として、主要な都市機能を備える「心地よく過ごせるまちなか」の形成を図ります。</p> <p>地域拠点やその他の地域においては、既存ストックが集積する中心市街地や、中心市街地周辺で交通ネットワークの整備等により開発圧力が高まっている地区において、都市基盤整備や土地の高度利用等を目的とした市街地開発事業を推進します。</p> <p>このため、竹原市の中心市街地に近く、ミニ開発等により市街化の進展が想定される新開地区(竹原市)において、土地区画整理事業により都市基盤整備を進め、健全な市街地環境の形成と土地利用の増進を図ります。また、平良・佐方丘陵開発地区(廿日市市)においては(一)廿日市環状線の整備と合わせ、平良地区では廿日市市の新たな魅力を創造する拠点づくりを目的とする観光・交流施設、工業施設用地等を確保する土地区画整理事業を実施し、JR廿日市駅に近接する立地条件に恵まれた丘陵地である佐方地区では、そのポテンシャルを活かした適切な事業を誘導することで、都市機能の充実を図ります。</p>
--

4. 竹原市都市計画マスタープラン(平成 28 年 11 月)

■ 将来都市像	『住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら』
■ 立地適正化計画に関連する方策等（コンパクトプラスネットワーク）	
■ コンパクト	●都市機能の集約化とネットワーク化によるコンパクトな市街地の形成 ○市街地における適正な人口密度の維持、災害リスクの低減などに配慮した居住地の適切な誘導を通じて、コンパクトな市街地の形成を図ります。
■ ネットワーク	○都市の低炭素化、持続可能な都市づくりに向けて、都市機能の都市拠点への集約化及び都市拠点と各地域との公共交通によるネットワーク化を図ります。
■ コンパクトな市街地の形成に向けた土地利用制度の運用の方針	○都市再生特別措置法第 81 条に基づく立地適正化計画の策定とそれに基づく都市機能誘導区域、居住誘導区域の指定により、新たな都市機能の立地及び居住地の形成を誘導します。 ○将来の市街地規模、形態を見通した用途地域の見直しを行うとともに、見直し後の用途地域外の区域について、都市再生特別措置法第 89 条に基づく居住調整地域の指定等により新たな市街化を抑制します。 ○開発許可制度の運用などにより、土砂災害警戒区域などの災害リスクのある区域における開発を抑制します。



図 都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本の方針

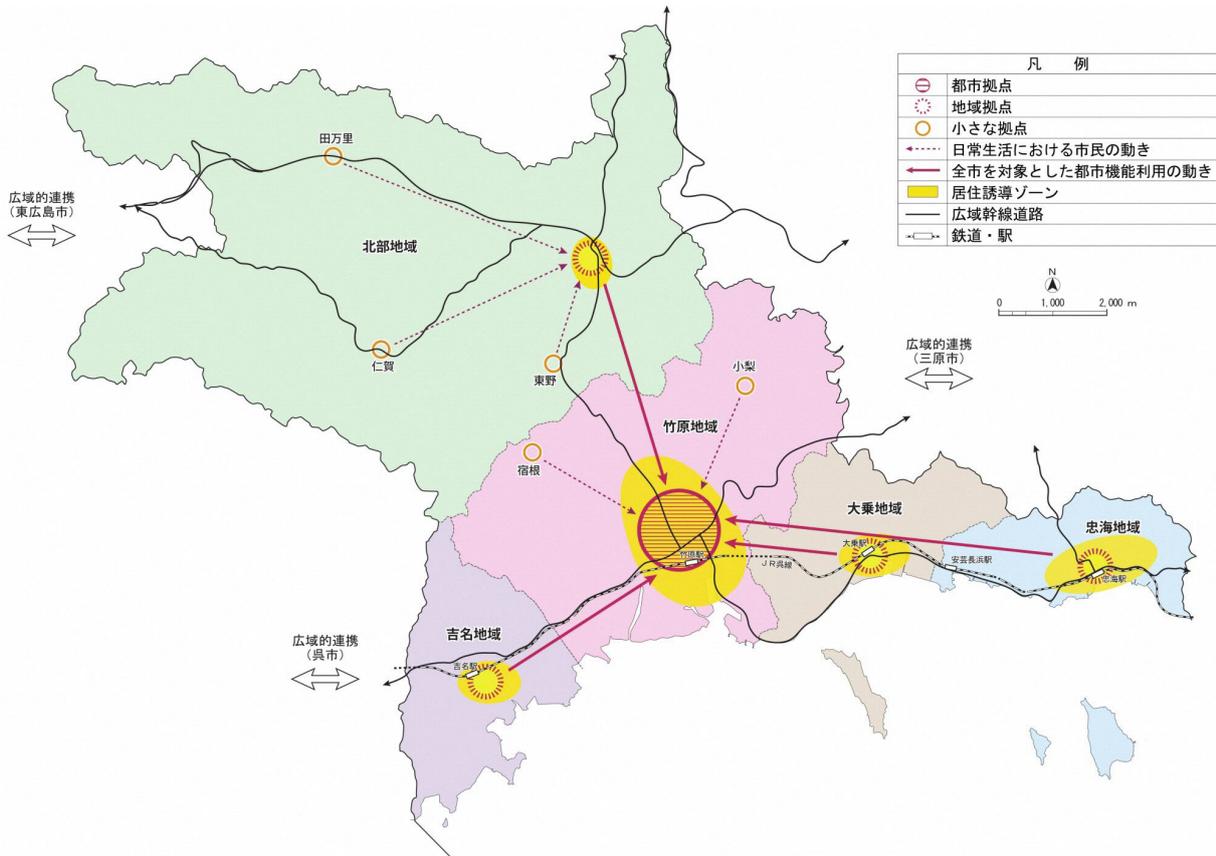


図 都市計画マスタープランにおける集約型都市構造のイメージ

表 集約型都市構造形成の方向性

	都市機能の集約化	居住地の誘導	公共交通ネットワーク
都市拠点 竹原	○竹原市の中心地としての都市機能の集積化 ○全市域を対象とした都市的サービス機能(業務機能/観光、交流機能/交通機能)	○生活の利便性の高い都市拠点周辺への誘導による誰もが歩いて暮らせる居住地の形成	○地域拠点や、各集落と連絡する公共交通ネットワークの充実 ○近隣市町及び広域と連絡する公共交通ネットワークの充実
地域拠点 大乗、忠海 吉名、北部	○生活圏の中心地としての都市機能の充実 ○地域を対象とした都市的サービス機能(地域特性に応じた観光、交流機能/交通機能)	○生活の利便性の高い地域拠点周辺、鉄道駅周辺への誘導による誰もが歩いて暮らせる居住地の形成	○各集落や、都市拠点と連絡する公共交通ネットワークの充実
集落中心地 小梨、宿根 東野、仁賀 田万里	○都市・地域拠点から離れた地区における集落中心機能の維持(集会機能/生活支援機能)	○集落の維持	○最適な交通手段による集落中心地と地域拠点や、都市拠点を連絡する公共交通ネットワークの充実

5. 竹原市人口ビジョン(令和6年3月)

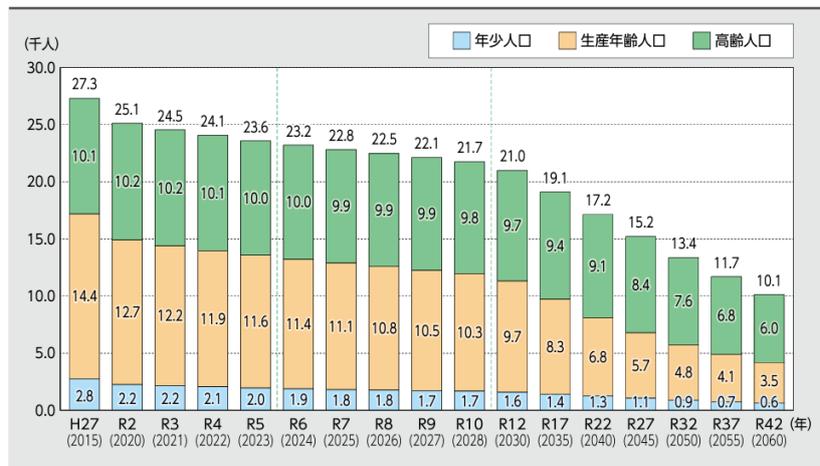
■目指すべき将来の方向 (p.121)

- 社会減の緩和（産業を活性化させることで賑わいをつくる／竹原への新しいひとの流れをつくる）
- 自然減の緩和（結婚・出産の希望をかなえ、子育てしやすい環境をつくる）
- 賑わいと活力の創出（多様な人々がかかわり、竹原の魅力・個性を磨き、元気なまちをつくる）

■人口の将来展望 (p.122)

- 令和 42（2060）年に **10,130 人の人口規模を維持**します。
- 「雇用を確保し、産業を活性化させることで賑わいをつくる」「竹原への新しいひとの流れをつくる」「結婚・出産の希望をかなえ、子育てしやすい環境をつくる」「多様な人々がかかわり、竹原の魅力・個性を磨き、元気なまちをつくる」に寄与する施策事業を積極的に展開し、社会減や自然減の緩和を図り、**地域に賑わいと活力を創出**します。

図 3-2 目標人口推計結果



(注) 平成 22 (2010) 年から平成 29 (2017) 年は 9 月末の実績値。平成 30 (2018) 年から令和 5 (2023) 年は 1 月 1 日の実績値。令和 6 (2024) 年以降は推計値

資料：竹原市「住民基本台帳人口（外国人を含む）」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

6. 竹原市デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和6年3月)

■基本目標	基本目標2 竹原への新しいひとの流れをつくる (p.137) ○市内外に向けた本市の魅力の発信や地域活動の促進により、若い世代の本市への誇りと愛着を醸成するとともに、地域に多様な形で継続的に関わる関係人口の創出・拡大を図り、移住定住施策と一体的に取り組むことで、本市への新しい人の流れを作ります。
■立地適正化計画に関連する方策等（コンパクトプラスネットワーク）	
■コンパクト	○だれもが安全・快適に暮らせる居住環境が整った都市づくりに取り組むとともに、竹原駅前エリアの活性化を図るなど、商業、医療、福祉などの日常生活に必要な生活利便施設が充実した利便性の高い拠点づくりを進めます。 ○コンパクトで魅力ある拠点を形成することを目的に、まちなかを居心地が良く、歩きたくなる空間とするため、民間主体の活動を支援しながらデジタルツールを活用したウォーカブルなまちづくりを推進します。
■ネットワーク	○交通事業者等と連携して、生活路線の利便性向上、高速交通体系との連絡、市内観光スポットの連絡・回遊性の向上など、公共交通のあり方を検討し、市民や観光客が利用しやすい持続可能な公共交通ネットワーク体系を構築します。 ○公共交通の維持に向けデジタルを活用した運行情報や乗換情報の発信や快適な待合場所など、利用しやすい環境づくりに取り組みます。

7. 第3次竹原市地域福祉計画(令和4年3月)

■地域福祉推進に向けた取組み (p.41) ①コンパクトなまちづくり 竹原市都市計画マスタープラン及び竹原市立地適正化計画に基づき、 <u>コンパクトで暮らしやすいまちづくり</u> を進めていきます。
--

取組	内容	主体
福祉のまちづくりの推進	○広島県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設や不特定多数の方が利用する民間施設などを誰もが利用しやすくなるよう、啓発・指導・助言を行っていきます。	竹原市
外出しやすいまちづくり	○竹原市公共交通網形成計画に基づき、様々なニーズに応じた公共交通の運行方法の見直し・調整、公共交通空白地・不便地区へのサービス提供を試行していきます。	竹原市

8. たけはら輝きプラン 2024(令和6年3月)

■施策の体系 (p.32)

- 基本理念 高齢期になっても、自分らしく輝き、いきいきと笑顔で暮らせるまち竹原
- 基本目標 竹原市の特性に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進する
- 基本方針 1 地域で安心して暮らし続けるための介護・生活支援・住まいの充実
2 介護予防・生きがいつくりの推進
3 認知症施策の総合的な推進
4 高齢者にやさしい環境づくりの推進
5 介護保険制度の適正な運営

1 地域で安心して暮らし続けるための 介護・生活支援・住まいの充実



- (1)地域共生社会の推進
- (2)地域包括支援センターの機能強化
- (3)在宅医療・介護連携の推進
- (4)生活支援の充実
- (5)権利擁護の推進
- (6)高齢者の住まいの充実

2 介護予防・生きがいつくりの推進



- (1)介護予防・健康づくりの推進
- (2)自立支援・重度化防止の推進
- (3)生きがいつくりの推進

3 認知症施策の総合的な推進



- (1)認知症に関する正しい知識・理解の普及
- (2)認知症相談支援体制の強化
- (3)認知症予防と地域活動

4 高齢者にやさしい環境づくりの推進



- (1)バリアフリーのまちづくり
- (2)防災・防犯の推進

5 介護保険制度の適正な運営



- (1)安定した介護保険サービスの運営
- (2)介護給付適正化の推進
- (3)介護人材の確保と育成

9. 竹原市地域公共交通計画(令和7年3月)

<p>■基本目標</p>	<p>●基本方針 たけはらの強みを活かし、「元気」と「笑顔」を生み出す公共交通サービスの実現 (p.75)</p> <p>●基本目標 (p.76)</p> <p>目標① 高齢者の暮らしを支える公共交通の維持・確保</p> <p>目標② モビリティ・マネジメントによる公共交通の利用促進</p> <p>目標③ 若者が自動車に頼らず移動できる移動環境の確保</p> <p>目標④ 観光客が分かりやすく移動しやすい受け入れ環境整備</p> <p>目標⑤ 他分野との共創による地域公共交通サービスの展開</p>
<p>■立地適正化計画に関連する方策等 (コンパクトプラスネットワーク)</p>	
<p>■コンパクト</p>	<p>◆ 地域公共交通ネットワークの配置方針 (p.71~p.72)</p> <p>都市拠点(市中心部である竹原駅周辺)と地域拠点(忠海、北部、吉名、大乘の各地域の拠点)を、広域幹線交通が結びます。これらの拠点と小さな拠点を、支線及び沿線集落フィーダー交通が結びます。また、市中心部や主要観光スポットをまわるのに便利な循環フィーダー交通を検討します。</p>
<p>■ネットワーク</p>	<p>◆ 高齢者の暮らしを支える公共交通の維持・確保 (p.76)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用車だけに依存しない生活の実現に向けて、市民の移動ニーズや需要と供給のバランスを考慮し、利用しやすいサービスとなるように見直しを行います。 ・人材不足や厳しい経営状況が続く公共交通事業者が事業を存続できるよう、既存の公共交通の見直しや他分野との連携などにより、市民の移動の足を維持・確保します。 <p>◆ モビリティ・マネジメントによる公共交通の利用促進 (p.76)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通のサービス内容やさまざまな取組を知ってもらい、生活の移動手段のひとつとして認知され、気軽な利用、新たな利用につながるよう取組を推進します。 ・自家用車で自由に移動できる方々にも、公共交通の重要性や、公共交通事業の現状を周知することで、公共交通の維持・存続に向けた意識改革、行動変容を促進します。 <p>◆ 若者が自動車に頼らず移動できる移動環境の確保 (p.76)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の運休や遅延による通学や通勤等に与える影響を低減させるため、代替手段に関する情報提供や、代替交通運行の検討を行います。 ・多くの若者が家族の送迎に頼らずとも自由に外出できるよう、公共交通を利用できる、利用しなくなる環境づくりの検討を行います。 <p>◆ 観光客が分かりやすく移動しやすい受け入れ環境整備 (p.76)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド観光客の受け入れ環境として、多言語化や分かりやすい案内などの既存サービスの利便性向上を図ります。 ・観光客の増加が公共交通利用者数にもつながるよう、観光と公共交通とが連携したイベントや特典、観光施設までの移動手段などについて検討します。 <p>◆ 他分野との共創による地域公共交通サービスの展開 (p.76)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉や教育分野における複数の移動サービスの統合などの見直しを行います。 ・交通事業者間での情報共有を充実し、相互のダイヤ改正内容や利用者ニーズなどを共有することで、地域一体となった公共交通の維持・確保に努めます。 ・災害時などの有事の際には、市内の既存ストックとして移動手段を活用できるよう検討します。